

一経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構一

特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について(中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て)

外	特定地域中小企業特別資金事業の実施において使用見込みのない額に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構から福島県に対する貸付金見合いの額(試算額)	217億8227万円
---	-------------------------------------------------------------------------	------------

1 特定地域事業に係る貸付け等の概要等

特定地域中小企業特別資金事業(以下「特定地域事業」)は、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所等における事故により移転を余儀なくされている中小企業者等(以下「移転中小企業者等」)に対して、その事業の継続又は再開の用に供する土地、建物等の取得、整備等のために必要な資金や運転資金を貸し付ける事業である。そして、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、一般勘定の政府出資金を財源として、中小企業庁及び福島県との協議の上で定めた「原子力発電所事故に伴う「特定地域中小企業特別資金」事業に係る福島県に対する資金の貸付けに関する準則」(以下「準則」)等に基づき、特定地域事業を行う公益財団法人福島県産業振興センターに必要な資金を無利子で貸し付ける同県に対して、その資金の一部を無利子で貸し付けている。

機構が同県に対して貸し付けている資金(以下「機構貸付金」)は計703億円、同県がセンターに対して貸し付けている資金(以下「県貸付金」)は機構貸付金に同県の資金を加えた計704億3000万円となっている。センターは、準則等に基づき、同額のうち393億3000万円を原資として移転中小企業者等に対する資金(以下「センター貸付金」)の貸付けを行う事業(以下「貸付事業」)を実施している(貸付事業の原資を「貸付原資」)。また、311億円を用いて事務費充当基金を造成し、その運用収入等を原資として貸付事業に附帯する貸付決定事務等を行う事業(以下「管理事業」)を実施している。

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金(以下「事業再開等補助金」)は、経済産業省から補助金の交付を受けて造成した基金を原資として同県が交付するもので、原子力災害によって被災した中小・小規模事業者が事業再開等を行う場合等に必要な経費の一部を補助するものであり、センター貸付金の貸付対象となる移転中小企業者等は、基本的に事業再開等補助金を利用することも可能となっている。

貸付事業における移転中小企業者等に新規の貸付けを実施する期間(以下「貸付実施期間」)は、準則によれば、センターが県貸付金の交付を受けた日の属する年度末までとされている一方、同県からの申出により毎年度延長されており、令和3年度末時点で5年3月までとされている。

準則によれば、管理事業における事務費充当基金は、センターがその全額について有価証券等を取得し、運用して得た運用収入等を原資として、特定地域事業に従事する職員の人件費等(以下「事務費」)を支出したり、センター貸付金に係る貸倒引当金及び貸倒損失(以下「貸倒引当金等」)に充てたりすることとされている(各年度の運用収入等から事務費を除いた額の累計額を「収支差累計額」)。また、センターは、各年度末時点の収支差累計額から貸倒引当金等を除いた額(以下「未使用額」)を翌年度以降の管理事業の原資として使用できるとされている。

2 本院の検査結果

県貸付金704億3000万円に係る機構貸付金703億円を対象として検査した。

(1) 貸付事業の貸付実績等

平成23年度から令和3年度までの間の貸付事業の貸付実績についてみると、新規の貸付件数は貸付事業が開始された平成23年度に比べて24年度以降は大きく減少しており、令和3年度末時点の貸付件数の計及び貸付累計額は、937件、156億1810万円(貸付原資に占める割合39.7%)と貸付原資の規模に比べて低調なものとなっていた。このため、貸付原資から貸付累計額を除いた237億1189万円(同60.2%)については、これまで一度も貸付けに活用されないまま、センターにおいて保有され続けていた。また、貸付実績は事業再開等補助金の交付実績に比べて低調なものとな

っていて、貸付件数が事業再開等補助金の交付が開始された平成28年度以降大幅に減少していることも踏まえると、その資金需要の一部は、事業再開等補助金により賄われている可能性があると思料される。

(2) 事務費充当基金の収支等の実績

23年度から令和3年度までの各年度末における事務費充当基金の収支等の実績についてみると、毎年度、事務費の額は運用収入額等を大幅に下回っていた。また、貸倒引当金等の額も近年は横ばいの状況にあり、3年度末時点の収支差累計額は33億4836万円、貸倒引当金等は8億5715万円となっていたため、未使用額は24億9120万円となっていた。

(3) 貸付金の規模の見直し

準則等によれば、同県は、県貸付金の規模の適正化を図るために、貸付実施期間の終了日の属する年度末、その年度以降は5年度ごとの年度末に、貸付事業の実績を踏まえて県貸付金の規模を見直すことなどとされているが、貸付実施期間は毎年度延長されているため、結果としてこれまで準則に基づく県貸付金の規模の見直しは行われていなかった。一方、同県が毎年度末、機構に提出する貸付事業に係る将来の貸付需要の見込み等に関する資料(以下「検討資料」)における翌年度以降の貸付需要の見込みについてみると、事業再開等補助金の交付が開始された平成28年度以降は特に大きく減少し、令和4年度以降の貸付件数の見込みは最大で109件と算出されていた。このように、貸付需要が減少したり事業再開等補助金の交付が開始されたりしており、同庁及び機構は、このような制度をめぐる環境の変化を検討資料等で把握できていたにもかかわらず、同県と協議するなどして環境の変化を踏まえた県貸付金の規模の見直しを行っていなかった。

(4) 貸付事業及び管理事業における必要額の試算

貸付事業について、本院が検討資料における4年度以降のセンター貸付金の貸付需要等に対する貸付額の見込みを試算したところ、貸付額は最大で32億8000万円となると見込まれた。したがって前記の237億1189万円から貸付見込額を除いた204億3189万円については、今後も使用見込みのない状況となっていると認められる。

管理事業について、本院が事務費充当基金の規模の決定に用いられた機構の平成22年度末の一般勘定の事業貸付金の貸付残高に対する貸倒引当金の割合17.4%を用いて今後必要な貸倒引当金等を保守的に試算したところ、貸倒引当金等は19億1517万円となると見込まれた。また、運用収入の見込み等について試算したところ、令和4年度から19年度までの間に45億円以上の運用収入が得られると見込まれることなどから、必要な事務費は当該運用収入で賄うことが可能と見込まれた。したがって、前記の収支差累計額33億4836万円から上記の貸倒引当金等の見込み等を除いた13億8894万円については、今後も使用見込みのない状況となっていると認められる。

以上のことから、未活用の貸付原資237億1189万円のうち204億3189万円、事務費充当基金に係る未使用額24億9120万円のうち13億8894万円、計218億2083万円の県貸付金に係る機構貸付金見合いの額217億8227万円は使用見込みのない額であると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

同庁及び機構において、必要に応じて同県と協議を行うなどして、使用見込みのない機構貸付金の額の償還を受けて機構が実施する他の事業に活用することなどができるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金の額を算出して償還するよう、同県に対して求めること

イ 県貸付金の規模の今後の見直しについて、貸付実施期間の終了前にも同県における見直しが定期的に行われたり、貸付実績、事務費充当基金の収支等の実績や制度をめぐる環境の変化に応じて機構が同県に見直しを求めたりすることを準則に規定することにより、今後も適時に見直しが行われるようにすること